

2014年12月8日

各 位

会 社 名 イオン株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也  
(コード番号：8267、東証第一部)  
問合せ先 秘書室責任者 高橋 丈晴  
(TEL. 043-212-6042)

会 社 名 イオンマーケットインベストメント株式会社  
代表者名 代表取締役 豊島 正明  
問合せ先 イオン株式会社 事業推進部長 野村 太郎  
(TEL. 043-212-6057)

## イオン株式会社の子会社であるイオンマーケットインベストメント株式会社による株式会社マルエツ株券（証券コード：8178）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「当社」といいます。）及び丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）が公表した平成26年10月31日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、イオン株式会社及び丸紅株式会社による共同持株会社設立（株式移転）に係る、イオン株式会社及び丸紅株式会社による合弁会社の運営、合弁会社による株式会社マルエツ（証券コード：8178）に対する公開買付け、並びにイオン株式会社による共同持株会社の子会社化について」にてお知らせいたしましたとおり、当社の完全子会社であるイオンマーケットインベストメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成26年10月31日に、株式会社マルエツ（コード番号：8178 東証第一部）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表しておりました。

本公開買付けにつきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けることが条件となっておりますが、公開買付者は、当社及び丸紅が公表した平成26年11月25日付「株式会社マルエツの普通株式の取得に関する公正取引委員会の審査結果について」のとおり、平成26年11月21日付で公正取引委員会より同通知を受領し、本日、公開買付者は、本公開買付けを平成26年12月9日から開始することにいたしましたので、お知らせいたします。

詳細は、添付にある公開買付者公表の「株式会社マルエツ株券（証券コード：8178）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

### 公開買付者の概要

① 名 称	イオンマーケットインベストメント株式会社	
② 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役	豊島 正明
④ 事 業 内 容	スーパーマーケット事業の管理	
⑤ 資 本 金	5百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和48年6月29日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成26年2月28日現在)	イオン株式会社	100.00%

以上

本資料は、イオン株式会社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、イオンマーケットインベストメント株式会社（公開買付者）がイオン株式会社（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

2014年12月8日

各 位

会 社 名 イオンマーケットインベストメント株式会社  
代表者名 代表取締役 豊島 正明  
問合せ先 イオン株式会社 事業推進部長 野村 太郎  
(TEL. 043-212-6057)

## 株式会社マルエツ株券（証券コード：8178）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及び丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）が公表した平成26年10月31日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、イオン株式会社及び丸紅株式会社による共同持株会社設立（株式移転）に係る、イオン株式会社及び丸紅株式会社による合弁会社の運営、合弁会社による株式会社マルエツ（証券コード：8178）に対する公開買付け、並びにイオン株式会社による共同持株会社の子会社化について」（以下「イオン・丸紅プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、イオンマーケットインベストメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成26年10月31日に、株式会社マルエツ（コード番号：8178 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表いたしました。

本公開買付けにつきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けることが条件となっておりますが、公開買付者は、イオン及び丸紅が公表した平成26年11月25日付「株式会社マルエツの普通株式の取得に関する公正取引委員会の審査結果について」のとおり、平成26年11月21日付で公正取引委員会より同通知を受領し、本日開催の取締役会において、公開買付者は、本公開買付けを平成26年12月9日から開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在において、イオンが、その発行済株式の全てを保有するイオンの完全子会社です。イオンは、本日現在において、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）41,201,000株（対象者が平成26年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の発行済株式総数128,894,833株に対する保有割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：31.96%）を保有する対象者の筆頭株主であります。また、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」の「(ウ) 第三者割当増資」記載の第三者割当増資により公開買付者の議決権の28.18%~29.57%を保有することとなる見込みである丸紅は、本日現在において、対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）を保有する対象者の第2位の主要株主であります。

イオン・丸紅プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、対象者、株式会社カスミ（以下「カスミ」といいます。）及びイオンの子会社であるマックスバリュ関東株式会社（以下「MV関東」といいます。）が共同株式移転（以下「本共同株式移転」といいます。）の方法により平成27年3月2日（予定）に完全親会社として設立することを予定しているユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（略称「U. S. Mホールディングス」）（以下「共同持株会社」といいます。）の議決権の過半数を、共同持株会社の設立時において取得することを目的に、独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会による企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨

の通知を受けることを条件として、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

今般、当該条件が平成 26 年 11 月 21 日をもって充足されましたので、平成 26 年 12 月 8 日開催の取締役会において、公開買付者は、本公開買付けを平成 26 年 12 月 9 日から開始することを決議いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、イオンは丸紅との間で平成 26 年 10 月 31 日付で株主間契約書（以下「本株主間契約書」といいます。）を締結し、丸紅が同日現在保有する対象者株式 37,113,635 株（保有割合：28.79%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（本株主間契約書の概要については、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。公開買付者は、本公開買付けにより、丸紅が平成 26 年 10 月 31 日現在保有する対象者株式 37,113,635 株（保有割合：28.79%）の全てを取得することで、吸収分割の方法（詳細は、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」の「(ア) 吸収分割」をご参照ください。）。によりイオンから承継する対象者株式 41,201,000 株（保有割合：31.96%）と併せて、対象者株式 78,314,635 株（保有割合：60.76%）を保有することになりますが、公開買付者は、共同持株会社設立時において共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に本公開買付けを実施するものであり、本公開買付けによる売却を希望する対象者の全ての株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限及び下限は設定していません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることは企図しておりません（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

なお、対象者が平成 26 年 10 月 31 日に公表した「イオンマーケットインベストメント株式会社による当社株券に対する公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」（以下「10 月 31 日付対象者プレスリリース」といいます。）及び平成 26 年 12 月 8 日に公表した「イオンマーケットインベストメント株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「12 月 8 日付対象者プレスリリース」といい、「10 月 31 日付対象者プレスリリース」及び「12 月 8 日付対象者プレスリリース」を総称して「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 26 年 10 月 31 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議し、応募に関する意見を含む本公開買付けへの意見については、公開買付けによる本公開買付けの実施日を含めた本公開買付けにかかる確定された公開買付け価格及びその他の条件を検討し、改めて対象者取締役会にて決議のうえで公表する予定としておりましたが、平成 26 年 12 月 8 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、後記「(5) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における取締役会の承認」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

### ①本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

首都圏は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続けている市場であり、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット（以下「SM」といいます。）業界内の競争にとどまらず業界を超えた競争が更に厳しさを増している市場でもあります。対象者、カスミ及びMV関東（以下、対象者、カスミ及びMV関東を総称して「事業会社 3 社」といいます。）は、首都圏を基盤とする SM 企業としてこれまで培ってきた経営ノウハウを更に進化させ、お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続ける。この基本理念をもとに、事業会社 3 社はイオン及び丸紅と共同して、経営統合により共同持株会社を設立することを決定いた

しました。

また、イオン及び丸紅は、両社間の信頼関係を礎に、イオンが、その国内売上高ナンバーワンプライベートブランドである「トップバリュ」やスケールを活かした商品調達力、グローバル調達網、IT・物流網、クレジットカードや電子マネー、ATM等のインフラ等を提供し、また、丸紅が、総合商社として保有する経営ノウハウ、国内外の原材料・商品情報、グローバルな商品調達ネットワークや卸機能等を提供することで、多様化する生活者のライフスタイルに合わせた商品を開発・供給し、共同持株会社の成長と企業価値の向上を実現することを目的として、平成26年10月31日付で本株主間契約書を締結し、独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨の通知を受けることを条件に、本公開買付けを含む以下の一連の手続を実施することといたしました。

#### (ア) 吸収分割

公開買付者及びイオンは、平成26年12月8日付で吸収分割契約を締結し、イオンの保有する対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）、カスミ株式21,064,000株（カスミが平成26年10月8日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の発行済株式総数65,013,859株に対する保有割合：32.40%）及び、MV関東株式10,000株（MV関東の平成26年11月30日における発行済株式総数10,000株に対する保有割合：100.00%）のそれぞれ全てを、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により、公開買付者がイオンから承継することといたしました。本吸収分割の効力は、平成27年1月16日に発生する予定です。

#### (イ) 本公開買付け

対象者、カスミ、イオン及び丸紅が公表した平成26年5月19日付「首都圏におけるスーパーマーケット連合」の創設に関する合意（基本合意書締結）について」でお知らせいたしましたとおり、イオン及び丸紅は、共同持株会社設立時において、イオンと丸紅の合弁会社が共同持株会社の議決権の過半数に相当する株式を取得するための手法や時期など具体的な実務について協議を行ってまいりました。その手法としては、公開買付者がイオン及び丸紅の保有する対象者株式を取得する必要があるところ、このうち丸紅の保有する対象者株式（保有割合：28.79%）を公開買付者が取得するに当たっては、公開買付者の保有する対象者株式（公開買付者の特別関係者であるイオンの保有する対象者株式を含みます。）に係る株券等所有割合が3分の1を超えることになるため、金融商品取引法上、公開買付けによる必要があるとの結論に至りました。これを踏まえて、公開買付者は、平成26年10月31日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

#### (ウ) 第三者割当増資

公開買付者は、本公開買付けの買付代金を確保するとともに、公開買付者をイオンと丸紅の合弁会社とするため、本公開買付けの買付代金の決済に先立ち、イオン及び丸紅を引受先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することとしております。本第三者割当増資の払込金額の払込後は、公開買付者は、イオンと丸紅の合弁会社となります。なお、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」のとおり、イオンによる払込金額は、本公開買付けにおける応募株式数が判明するまでは確定しませんが、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」記載の払込金額のレンジを踏まえると、イオンの公開買付者に対する議決権比率は、70.43%～71.82%となる見込みです。また、これに対応して、丸紅の公開買付者に対する議決権比率は、28.18%～29.57%となる見込みです。この結果、公開買付者はイオンの連結子会社、丸紅の持分法適用会社となる予定です。

## ②本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきましては、公開買付者は、本公開買付け後も対象者の経営の独立性、自主性、及びその企業文化を尊重する方針です。

また、公開買付者は、志を同じくする首都圏のSM企業の参画を歓迎し、共同持株会社の目標とする平成32年において売上高1兆円、1,000店舗体制の構築に向けて、対象者を含む事業会社3社と共同で取り組んでまいります。

なお、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」のとおり、本公開買付けの結果にかかわらず、対象者は、本共同株式移転により共同持株会社の完全子会社となり、対象者株式の上場が廃止されることが見込まれますが、これに代わり共同持株会社の普通株式が平成27年3月2日に東京証券取引所に上場される予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本公開買付けに際し、イオンは、丸紅との間で、平成 26 年 10 月 31 日付で本株主間契約書を締結し、丸紅が同日現在保有する対象者株式 37,113,635 株（保有割合：28.79%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本株主間契約書上、丸紅のかかる応募の前提条件として、応募時点において、①イオンに本株主間契約書上の義務（注）について重大な違反が存在しないこと、②本共同株式移転の各当事者において本共同株式移転に必要な社内手続が履践されていることが定められています。

（注）本株主間契約書では、イオンは、丸紅による本公開買付けに対する応募時点までに、(i)本株主間契約書に従い、公開買付者をして本公開買付けを開始させる義務、(ii)秘密保持義務、並びに(iii)契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

また、イオン及び丸紅は、本公開買付けの代金決済に先立ち、本第三者割当増資により、公開買付者に対して、新たに出資することを予定しており、平成 26 年 12 月 8 日付で公開買付者との間で出資契約書をそれぞれ締結しております。丸紅による払込金額は 19,485 百万円となる見込みであり、丸紅とイオン及び公開買付者との間の出資契約書（以下「丸紅出資契約」といいます。）においては、丸紅は払込期日を平成 27 年 1 月 19 日とし、払込金額の総額を 19,485 百万円とする本第三者割当増資を引き受けることを合意しております。なお、丸紅出資契約上、丸紅のかかる引受けの前提条件として、①払込期日までに、イオン、マルエツ、カスミ及びMV関東において、本共同株式移転に必要な株主総会の承認、取締役会の承認その他必要な社内手続が全て履践されていること、②イオン及び公開買付者に丸紅出資契約上の義務についての重大な違反が存在しないこと、③イオンに本株主間契約書上の義務についての重大な違反が存在しないこと、④本公開買付けが開始され、かつ、成立していること、が定められています。また、イオンによる払込金額は、本公開買付けにおいて丸紅以外から応募された対象者株式の決済資金に相当する金額となります。そのため、本公開買付けにおける応募株式数が判明するまでは、イオンによる払込金額は確定しませんが、その上限額は、共同持株会社設立時において公開買付者の保有する共同持株会社の議決権比率が 51%に達するのに必要となる数の対象者株式（イオン及び丸紅が保有する対象者株式を除きます。）6,188,904 株（保有割合：4.80%）の取得に必要な金額となります。したがって、イオンによる払込金額は、0 百万円～3,249 百万円となる見込みであり、イオンと公開買付者との間の出資契約書（以下「イオン出資契約」といいます。）においては、イオンは払込期日を平成 27 年 1 月 19 日とし、払込金額の上限額を 3,249 百万円とする本第三者割当増資を引き受けることを合意しております。なお、イオン出資契約上、イオンのかかる引受けの前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ、成立していること、②公開買付者において株式の併合が効力を生じていること、が定められています。

なお、本公開買付けの結果、共同持株会社設立時において公開買付者の共同持株会社に対する議決権比率が 51%超となることが見込まれる場合、公開買付者は、当該議決権比率が 51%を超える部分に相当する対象者株式の決済資金を、イオンからの借入れにより調達する予定です。公開買付者は、かかる借入れについて、平成 26 年 12 月 8 日付で、イオンとの間で融資契約書を締結しており、イオンは、貸付実行日を平成 27 年 1 月 19 日とし、貸付金額の上限額を 21,600 百万円とする貸付けを行うことを合意しております。イオンによるかかる貸付けの前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ、成立していることが定められています。

(4) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

公開買付者による本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定過程等につきましては、後記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

(5) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けを実施することを決定した平成 26 年 10 月 31 日現在及び本日現在のいずれにおいても、対象者はイオン及び丸紅の子会社ではありませんが、平成 26 年 10 月 31 日現在、イオンは対象者株式 41,201,000 株（保有割合：31.96%）を、丸紅は対象者株式 37,113,635 株（保有割合：28.79%）をそれぞれ保有しております。

そのため、対象者は、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選定し、本公開買付けの手続及び意思決定の方法・過程についての助言を受けているとのことです。なお、鳥飼総合法律事務所は、公開買付者、イオン、丸紅及び対象者の関連当事者には該当せず、いずれも重要な利害関係を有していないとのことです。

また、対象者の取締役 10 名のうち 1 名がイオンの顧問を兼任し、1 名が丸紅の執行役員を兼任していること、及び、対象者の監査役 5 名のうち 1 名がイオンの取締役を兼任し、1 名が丸紅の食品部門長代行を兼任していることから、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、対象者は、以下のような措置を実施しているとのことです。なお、以下の記載は、対象者から受けた説明に基づくものです。

①対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選定し、本公開買付けの方法及び意思決定の方法・過程についての助言を受けているとのことです。なお、鳥飼総合法律事務所は、公開買付者、イオン、丸紅及び対象者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有していないとのことです。

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの適正性に関する判断材料を対象者の株主の皆様へ提供するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）に、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、DBJは、対象者と融資にかかる取引関係があるとのことですが、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

DBJは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法、類似会社比較法及び対象者の業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はDBJから平成 26 年 12 月 5 日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、DBJから、本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価平均法	:	420 円～ 540 円
類似会社比較法	:	292 円～ 696 円
DCF法	:	276 円～ 588 円

市場株価平均法では、平成 26 年 10 月 31 日の本件に関する対象者、カスミ、MV 関東、イオン及び丸紅公表のプレスリリース「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社 3 社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社 3 社による株式移転計画書の作成について」及び「イオン・丸紅プレスリリース」により、本共同株式移転にかかる株式移転比率及び予定公開買付け価格が公表されているため、当該公表日以降における株価形成に影響を与えているおそれがあり、かかる影響を排除するため、当該発表日である平成 26 年 10 月 31 日を基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値 540 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 532 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 476 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 420 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲は、420 円から 540 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲は、292 円から 696 円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 27 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、276 円から 588 円までと分析しているとのことです。

DBJがDCF法の前提とした対象者の将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。平成 27 年 2 月期において発生する見込みの一部資産の処分による一時的な利益が平成 28 年 2 月期には発生しないため対前年度比で大幅な減益となること、及び、平成 29 年 2 月期においては新規出店に伴う売上及び利益の増加を見込むとも

に粗利の改善が寄与することから、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付価格 525 円は、平成 26 年 12 月 5 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式終値 553 円に対して 5.06%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同様とします。）、過去 1 ヶ月（平成 26 年 11 月 6 日から平成 26 年 12 月 5 日まで）の同終値単純平均値 549 円に対して 4.37%、過去 3 ヶ月（平成 26 年 9 月 8 日から平成 26 年 12 月 5 日まで）の同終値単純平均値 526 円に対して 0.19%のディスカウントをした金額となり、過去 6 ヶ月（平成 26 年 6 月 6 日から平成 26 年 12 月 5 日まで）の同終値単純平均値 458 円に対して 14.63%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

### ③対象者における取締役会の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、イオン及び丸紅による協力が、首都圏 SM 独自のプライベートブランド商品の開発やプロセスセンター等の既存ネットワークの更なる深化に寄与し、その結果、共同持株会社における今後の成長及びそれを通じた企業価値の向上に貢献すると考えているとのことです。また、イオン及び丸紅は、共同持株会社の企業価値の源泉が、共同持株会社を構成する事業会社 3 社の事業運営の独自性にあり、経営の独立性、自主性及びそれぞれの企業文化を尊重するとの考えを有しており、共同持株会社の競争力の源泉を踏まえつつ事業シナジーを追求するとの立場に立つことから、本公開買付けが共同持株会社の企業価値の向上につながるものとの考えに至ったとのことです。

以上のような経緯の下、対象者は、10 月 31 日付対象者プレスリリースに記載の通り、上記趣旨に鑑み本公開買付けに対しては賛同の意見を表明する予定である旨の決議を平成 26 年 10 月 31 日開催の対象者取締役会において採択したとのことです。これを踏まえ、平成 26 年 12 月 8 日開催の対象者取締役会において、対象者の法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、現時点での本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、共同持株会社の企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、本公開買付けにより対象者がイオンの連結子会社となり、最終的に共同持株会社が公開買付者の連結子会社となることで、イオン及び丸紅による共同持株会社への今後の事業展開への貢献を通じた共同持株会社の企業価値の拡大に資することができ、対象者の株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

一方、公開買付けへの応募に関する意見については、平成 26 年 12 月 8 日、本公開買付価格及びその他の条件が確定したことを受け、10 月 31 日付対象者プレスリリースの通り、対象者は改めて本公開買付価格及びその他の条件を検討したとのことです。対象者は、DBJ から取得した対象者株式に対する株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所から得た法的助言、及び前記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の本公開買付け公表の前営業日である平成 26 年 12 月 5 日までの株価の状況を踏まえ、確定された本公開買付価格及びその他の条件につき慎重に協議・検討を行いました。その結果、本公開買付けが企業価値の拡大及び株主価値の向上に資するという観点から、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載の通り、公開買付者は、本公開買付けにより上場廃止とすることを企図しておらず、万が一共同株式移転が不成立となり、かつ上場廃止基準に該当する場合にも上場廃止を回避するための措置がとられるとの説明を公開買付者及びイオンより受けていることから、対象者株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる効果はない（すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない。）と考えられること、及び本公開買付価格が対象者株式の直近市場価格より一定のディスカウントを行った価格であること、を総合的に勘案し、平成 26 年 12 月 8 日開催の対象者取締役会において、対象者は本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに対する意見を決議した上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、イオンの顧問を兼任している内山一美氏及び丸紅の執行役員を兼任している山崎康司氏は、本公開買付けに関する審議及び決議に参加せず、内山一美氏及び山崎康司氏を除いた全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに

に、本公開買付けの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨を決議し、また、対象者の監査役のうち、公開買付者の代表取締役でありイオンの取締役を兼任している豊島正明氏及び丸紅の食品部門長代行を兼任している熊田秀伸氏は、上記取締役会において、意見表明を行っておらず、対象者の上記取締役会において、豊島正明氏及び熊田秀伸氏を除いた対象者の監査役3名全員は決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、本吸収分割及び本公開買付けを通じて、公開買付者が共同持株会社設立時において、共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に、本公開買付けの実施を決定したものであり、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者株式を追加で取得することは現時点において予定しておりません。

ただし、本吸収分割及び本公開買付けによって共同持株会社設立時において公開買付者の保有する共同持株会社の議決権比率が過半数に達するのに必要となる数の対象者株式 81,921,425 株（保有割合：63.56%）を取得できなかった場合には、共同持株会社をイオンの子会社とするために、共同持株会社設立時までに市場買付けを含む適切な方法を検討し実施する方針です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されております。公開買付者は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の全ての株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限及び下限を設定していませんが、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。

なお、本公開買付けの結果にかかわらず、対象者は、本共同株式移転により共同持株会社の完全子会社となり、対象者株式は平成 27 年 2 月 25 日に上場が廃止されることが見込まれますが、これに代わり対象者株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 0.51 株が割当交付され、その共同持株会社の普通株式が平成 27 年 3 月 2 日に東京証券取引所に上場される予定です。

ただし、上記の共同持株会社の設立が不成立となった場合で、かつ、本公開買付けの結果により、対象者株式が、東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、①株主数が事業年度の末日において 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき、②流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の 10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000 単位未満である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上とならないとき、③流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5 億円未満となった場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき、④事業年度の末日における流通株式数が上場株券等の数の 5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないときのいずれかの上場廃止基準に該当する場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上記いずれかの上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者及びイオンは、対象者と対象者株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、公開買付者及びイオンは、対象者との間で合意された方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、本共同株式移転の詳細につきましては、対象者、カスミ、MV関東、イオン及び丸紅が公表した平成 26 年 10 月 31 日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社 3 社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社 3 社による株式移転計画書の作成について」をご参照ください。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名	称	株式会社マルエツ
②	所	在	東京都豊島区東池袋 5 丁目 51 番 12 号



③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 真	
④ 事業内容	小売事業	
⑤ 資本金	37,549百万円（平成26年8月31日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和27年6月16日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成26年8月31日現在）	イオン株式会社	31.96%
	丸紅株式会社	28.79%
	東京センチュリーリース株式会社	2.24%
	株式会社日本アクセス	1.62%
	三菱食品株式会社	1.56%
	国分株式会社	1.51%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	0.96%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	0.94%
	マルエツ従業員持株会	0.85%
	株式会社みずほ銀行	0.78%
⑧ 公開買付者と対象者の関係 （平成26年12月8日現在）	資本関係	<p>公開買付者及び対象者の間には、記載すべき資本関係はありません。</p> <p>公開買付者の親会社であるイオンは、対象者株式 41,201,000 株（保有割合：31.96%）を保有しております。</p> <p>また、公開買付者の株主になる予定の丸紅は対象者のその他の関係会社であり、丸紅は対象者株式 37,113,635 株（保有割合：28.79%）を保有しております。</p>
	人的関係	<p>対象者の監査役である豊島正明氏は公開買付者の代表取締役を兼任しており公開買付者の親会社であるイオンの取締役専務執行役を兼任しております。</p> <p>対象者の取締役である内山一美氏は公開買付者の親会社であるイオンの顧問を兼任しております。</p> <p>対象者の取締役である山崎康司氏は公開買付者の株主になる予定である丸紅の執行役員を兼任しており、対象者の監査役である熊田秀伸氏は公開買付者の株主になる予定である丸紅の食品部門長代行を兼任しております。</p> <p>この他に公開買付者の親会社であるイオングループ及び対象者の間には、イオングループから対象者への従業員の出向者が1名おります。また、丸紅から対象者への従業員の出向者が1名おります。</p>
	取引関係	<p>公開買付者及び対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。</p> <p>対象者は、公開買付者の親会社であるイオングループからの商品の仕入等の取引があります。</p> <p>また、対象者及び丸紅グループの間には商品の仕入等の取引関係があります。</p>

	<p>公開買付者は、対象者の関係会社であるイオンの子会社であり、対象者の関連当事者に該当します。</p> <p>なお、公開買付者の株主になる予定である丸紅は、対象者のその他の関係会社であり、対象者の関連当事者に該当します。</p>
--	---

(注)「持株比率」は、対象者が平成26年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成26年12月8日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成26年12月9日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成26年12月9日(火曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成26年12月9日(火曜日)から平成27年1月14日(水曜日)まで(20営業日)

(注) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき平成26年12月29日及び同30日は、行政機関の休日となるため、買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成26年12月29日及び30日にも行われます。

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成27年1月28日(水曜日)までとなります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金525円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、対象者株式の取引が一般に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。さらに、公開買付者は、平成26年10月31日に、対象者株式の過去6ヶ月間の市場価格の推移(平成26年5月1日から平成26年10月30日までの東京証券取引所における対象者株式の終値単純平均値(419円)、過去3ヶ月間(平成26年7月31日から平成26年10月30日まで)の終値単純平均値(473円)及び過去1ヶ月間(平成26年10月1日から平成26年10月30日まで)の終値単純平均値(531円)を参照し、また、株式市場における取引状況及び対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、丸紅との協議を経て、525円を予定価格として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

公開買付者は、平成26年12月8日に、本公開買付けを平成26年12月9日から開始するに際して、本公開買付価格を再度検討することといたしました。そこで、公開買付者は、対象者株式の過去6ヶ月間の市場価格の推移(平成26年6月6日から平成26年12月5日までの東京証券取引所における

対象者株式の終値単純平均値（458 円）、過去 3 ヶ月間（平成 26 年 9 月 8 日から平成 26 年 12 月 5 日まで）の終値単純平均値（526 円）及び過去 1 ヶ月間（平成 26 年 11 月 6 日から平成 26 年 12 月 5 日まで）の終値単純平均値（549 円）を参照したところ、平成 26 年 10 月 31 日に公表した本公開買付価格（525 円）と比べて大幅な変動がなく、且つ、丸紅と再度協議を行い、合意した価格であることから、平成 26 年 12 月 8 日に、525 円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 525 円は、平成 26 年 12 月 5 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 553 円に対して 5.06%、同年 12 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 549 円に対して 4.37%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 526 円に対して 0.19%ディスカウントした価格となり、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 458 円に対して 14.63%のプレミアムを加えた価格となっております。

また、公開買付者は、上記のとおり、対象者株式の市場株価を最優先に検討し、丸紅との協議によって合意した価格を本公開買付価格としているため、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

## ②算定の経緯

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、対象者株式の取引が一般に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。さらに、公開買付者は、対象者株式の一定期間の市場価格の推移を参照し、株式市場における取引状況及び対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、丸紅との協議を経て、平成 26 年 10 月 31 日に、525 円を予定価格として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

公開買付者は、平成 26 年 12 月 8 日に、本公開買付けを平成 26 年 12 月 9 日から開始するに際して、本公開買付価格を再度検討することといたしました。そこで、公開買付者は、平成 26 年 12 月 5 日を基準日とした対象者株式の一定期間の市場価格の推移を再度参照したところ、平成 26 年 10 月 31 日に予定価格として公表した本公開買付価格（525 円）と比べて大幅な変動がなく、且つ、丸紅と再度協議を行い、合意した価格であることから、平成 26 年 12 月 8 日に、525 円を本公開買付価格とすることを決定しております。

## ③算定機関との関係

該当事項はありません。

## (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
84,122,461 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数（84,122,461 株）を記載しております。

これは、対象者が平成 26 年 10 月 14 日に提出した第 63 期第 2 四半期報告書に記載された平成 26 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（128,894,833 株）から、同日現在の対象者が保有する自己株式数（3,571,372 株）及び本日現在におけるイオンが保有する対象者株式（41,201,000 株）を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式 3,571,372 株及びイオンが保有する対象者株式 41,201,000 株を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	78,314 個	(買付け等前における株券等所有割合62.49%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	125,323 個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	124,708 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(84,122,461株)と本吸収分割によりイオンから承継される対象者株式(41,201,000株)の合計数(125,323,461株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成26年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が保有する単元未満の自己株式372株を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数124,708個に、単元未満株式(ただし、対象者が保有する単元未満の自己株式を除きます。)615,461株に係る議決権の数615個を加えて、125,323個として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 44,164 百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(84,122,461株)に、本公開買付価格(525円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

②決済の開始日

平成27年1月21日(水曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成27年2月4日(水曜日)となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

##### ①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

##### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

##### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

##### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変

更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「②本公開買付け後の経営方針」、「(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定」及び「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年10月31日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議し、応募に関

する意見を含む本公開買付けへの意見については、公開買付者による本公開買付けの実施日を含めた本公開買付けにかかる確定された公開買付価格及びその他の条件を検討し、改めて対象者取締役会にて決議のうえ公表する予定としておりましたが、平成26年12月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び前記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置」「③対象者における取締役会の承認」をご参照ください。

## (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成26年12月8日に「主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ(予定)」を公表しております。当該公表の内容によれば、イオンより、平成26年12月8日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結した旨報告を受けたことにより、本吸収分割の効力発生日である平成27年1月16日付で、対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれ、公開買付者が新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となり、イオンが主要株主である筆頭株主に該当しなくなる予定とのことです。当該異動の前後における当該主要株主である筆頭株主の所有株式数、議決権の数及びその総株主の議決権の数に対する割合は以下のとおりとのことです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

### (1) 公開買付者

	属性	所有株式数、議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	0株 0個 (—%)	0株 0個 (—%)	0株 0個 (—%)	—
異動後	主要株主である筆頭株主 及び その他の関係会社	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	0株 0個 (—%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	第1位

### (2) イオン

	属性	所有株式数、議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主 及び その他の関係会社	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	0株 0個 (—%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	第1位
異動後	その他の関係会社 (当社株式の間接保有)	0株 0個 (—%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	—

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合(議決権所有割合)は、平成26年8月31日現在の発行済株式総数128,894,833株から、同日現在の議決権を有しない株式4,186,833株を控除した総株主の議決権数124,708個を基準として計算しています。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第二位未満を切り捨てて表示しています。

以上